

国 民 健 康 保 険

ーある不可欠な制度ー

Z. Michaeli (イスラエル)



本稿には、全国的な強制的健康保険制度の導入に対して、賛成の態度を示す論議が示されており、またその制度の採用を研究し、かつ別々のある勧告を発表した特殊な専門家委員会による最近の結論について論じている。

イスラエルにおける保健サービスの現状は、積りつもってきた様々な問題が、新らしいものでないという事実を示している。これらの諸問題は、財政的な不安定、機構上の欠点、および人的資源の不足によって生じたのであるが、その諸問題は次第に大きくなり、かつ増大されるようになってきた。イスラエルの労働組合総連合は、現在の状態を支持し

て、すでに独自に次のように宣言している。すなわち、この国で最大の規模をもつ健康保険の機関はクパト・ホリム Kupat Holim で、この機関はその立場を維持すべきである。しかし、集団移住者、絶えず上がり続けている医療費の上昇、医療担当者（主として辺境地区的医師）の不足は、全国的な規模で絶え間なく提供される保健サービスの管理・運営にかかる必要性を、より一層深刻にしてきた。最近の特殊な専門家委員会は1968年に設立され、イスラエルに強制的健康保険を採用する問題を検討したが、しかし、たとえ強制的健康保険が実施されるようになっても、現在の疾病基金の存在は、存続されるべきであると

いうことが、条件として要求されていた指示によって、委員会は制約をうけていた。

これらの勧告は、イスラエルにおける任意健康保険のもつ本当の問題について、積極的な解決になんら新しいものを加えないということが主張された。疾病や老齢による制限の廃止は、おそらくある支出増大を招くと予想され、しかも、この支出増大は、適用拡大に対応する所得の増大によって、埋め合せがつけられないかも知れない。国民保健サービスの採用により、現存する入院施設は政府に移管されるというある新しい計画が勧告された。その結果、病院の職員は公務員となり、移動診療サービスはその責任を自治体に託されるであろう。ヒスタドルツ Hitadrut がその政策を修正し、新しい計画を受け入れる時機は、ますます熟しており、それは丁度職業紹介と教育のサービスが、数年前に国営の機関で行なわれるようになったのと同じである。国民健康保険の採用により、ヒスタドルツがその加入者の一部を失なうという心配は、根拠のないことである。その理由は、数

種の保険者の間における選択の自由が、有益であると証明されるかも知れないからである。政府は保健サービスの手段に、根本的な修正を加えるべきで、全市民を包括するある統一された国民健康保険制度の考え方を、再検討すべきである。政府は政府と自治体によって、管理・運営される国民健康保険のある仕組みの採用について、実際的な可能性を調査するために、ある委員会を任命すべきであ

る。クパト・ホリムの立場については、その一部を構成するヒスタドルツは、提案に注意深い検討を加えるべきで、かつ全人口に対するある健康保険制度の採用に対して、その組織による支持を与えるべきである。

National Health Insurance-An Imperative,
"Sherut Briut Memlahti-Corah Hasha'a",
Hapeol Hatsair, Tel-Aviv, 1969, Hebrew;
No. 113, '69.

の問題は、給付が選択されるべきであるという範囲である。選別は、ニードのカテゴリー（たとえば、50歳以上の寡婦）、資産の個人的評価（たとえば、公的扶助の補足的給付の例にみられる）、所得の自動的調査（租税の軽減），あるいはこれら3つの組合せによって行なわれる。また、選別は拠出記録や市民の登録にもとづいても行なわれる。

しかし、理論的には、ニードのカテゴリーを規定しているが、現在の公的な制度には、その適用の不適切な分野が、幾つか存在している。いちじるしい例は、年金年齢未満の廃疾者に対する対策である。批判に対して大いに論議の余地がある現在の仕組みがもつてゐる特色は、次に示されるとおりである。すなわち、第1は無制限な疾病給付の資格を取得するために、3年間の拠出支払いが要求される。第2はもし廃疾者が部分的に社会復帰している場合に、すべての疾病給付が取消され（通常では、条件として、週2ポンド以上の収入が限界とされる）、かつ、ほぼ同一のきびしい収入規定が扶養されている妻への給付増額に適

社会保障と企業年金制度

C. S. S. Lyon (イギリス)



本稿には、公的な社会保障に予想される発達、および、とくに社会保障と企業による制度との関係が論述されている。

社会保障の分野には、2つの基本的な問題

がある。それらの1つは、社会保障の給付が全日制の常備労働で就労する一家の父親に支給されるべきであるという範囲で、ここでは、家族手当のような給付を租税の特典から分離するのは、根拠が不十分である。2つ目